

平成27年11月24日

西脇市議会議長  
林 晴 信 様

総務産業常任委員会  
委員長 村 井 公 平

### 総務産業常任委員会 特定所管事務調査報告書

本委員会の特定所管事務調査について調査した結果を、次のように報告いたします。

#### 記

#### 1 特定調査事件名 人口減少対策

#### 2 調査の目的

日本は国際的にも最も高齢化社会であり、一方子どもの数は減少の一途をたどっている。西脇市は自然動態では出生数より死亡数が圧倒的に多く、また社会動態では転出数が転入数を上回っている。このままではこの地域で次の世代を担う人が減少し、地域そのものが成り立たなくなり崩壊する危機を迎えることにもなりかねない。委員会としては、人口減に対する対応策を策定し実施することで地域の危機を回避出来ると考え、具体的施策を検討した。社会減すなわち転出する人を少なくすることや、自然増すなわち子どもの出生を見据えた施策を構築していくことを目的とする。

#### 3 調査の経過

平成27年

- 4月15日 委員会協議会 調査項目を検討
- 4月28日 委員会協議会 特定調査事件として「人口減少対策」を検討  
人口減少対策先進地の行政視察を決定
- 6月15日 委員会 特定調査事件として「人口減少対策」を決定
- 7月1日 行政視察 石川県かほく市
- 7月2日 行政視察 富山県南砺市
- 8月7日 委員会協議会

10月8日 委員会協議会  
10月13日 委員会協議会  
10月20日 委員会協議会  
10月27日 委員会協議会  
11月2日 委員会協議会  
11月9日 委員会協議会  
11月20日 委員会協議会

#### 4 調査の結果

総務産業常任委員会としては、自然動態と社会動態の改善を図るべく、以下の具体策を提言する。

##### 定住促進施策

定住促進施策とは、市内に育った人が西脇市に住み続けることが出来るための施策と他市にいる子育て世代が西脇市に転入したいと実感できる施策をいう。

後半の転入促進策は多くの自治体で取り組まれているが、住民の取り合いであることを念頭に置く必要がある。すなわち、西脇市で転入が増えれば他市町の人口が減り、またその逆もありえるということである。このことを考慮に入れるならば大胆な施策が必要となる。

##### 具体策

若い世代が何を求めているかが重要な視点となるが、ここでは「住みやすさ」を掲げたい。「住みやすさ」とは、他市と比べて家賃等が有利である等の「施策」そのものの有利さと、西脇市での自然や地域での住み心地の良さが挙げられる。

#### 1) 定住促進課（仮称）の新設（新規）

定住促進はそれぞれの課がばらばらに行うのではなく、総合的な施策が求められる。そのためには専門の課の設置が必要であり、特に転入者の空家入居などは地域との交流が重要であり、そのための繋ぎを担う必要がある。転入から定着までの一貫した対応をするためにも専門員が求められる。

##### ①定住促進施策の総合窓口と推進

##### ②空家入居や自宅建設の転入者への支援

- ・土地や空家の情報提供
- ・地元との調整
- ・就職支援
- ・就農支援

- ・転入者との密接な関係性
- ③定住促進ガイドブックの作成
- ④定住促進HPの作成・更新

## 2) 若い夫婦が住宅を建てた場合の支援 (新規)

- 対 象 合計年齢80歳未満で市内に住所を有する夫婦
- 助成額 市内同地 10万円×10件  
 市内転居 20万円×10件  
 転 入 100万円×5件
- 中学生以下の子どもがいる場合は、1人10万円増
- 予 算 800万円+子ども分 200万円
- 目 的 若い世代の人が自宅を建設することで、西脇市での定着率が格段に高くなり、固定資産税、転入者には新たな市民税の確保が見込まれ、その上子どもの人口増が期待できる。

## 3) 空家改修助成 (新規)

- 対 象 空家バンクを通じて空家を購入し、市内に住所を有する人
- 助成額 改修費用の2分の1 (上限 100万円) × 3件  
 高校生以下の子どもがいる場合、10万円上積み
- 予 算 300万円
- 目 的 現在空家対策が検討されているが、その対策を有効に機能させることを目的とする。

## 4) アパート家賃助成 (新規)

- 対 象 市外から市内の民間賃貸住宅に転入し、市内に住所を有する世帯 (合計年齢80歳未満の夫婦)
- 助成額 家賃から住宅手当を差し引いた額の2分の1、最高額2万円 (2年間)  
 2万円×12月 10件
- 予 算 240万円
- 目 的 西脇市への転入を促進することにより西脇市民が増え、勤労世代であるため、市民税の増も期待できる。

## 5) 新婚家庭家賃助成 (新規)

- 対 象 婚姻届を出して1年以内の新婚世帯で、市内の民間賃貸住宅に新たに入居し、市内に住所を有する世帯 (合計年齢80歳

未満の夫婦)

助成額 家賃から住宅手当を差し引いた額の2分の1、最高額2万円(2年間)

予算 240万円(2万円×12月 10件)

目的 市内在住の「新婚世帯」が他市へ転出するのを防ぎ、西脇市に住み続けてもらうことが重要である。

#### 6) 市内に住所を有し、就職した人に奨学金免除 (新規)

対象 市内に住所を有し西脇市の奨学金を受給している高校生・大学生が事業所に就職した場合

助成額 受給期間を勤務した人は全額免除とし、勤務期間単位で免除率を決定

予算 返済額が減 153万円

27年3月卒業者のうち公立高校生3人、私立高校生2人、大学生3人を想定(実際の返済は翌年度より)

		26年度受給者	年間返済額
公立高校3年間受給額	54万円	3人	90,000円
私立高校3年間受給額	108万円	2人	180,000円
短期大学2年間受給額	120万円	6人	300,000円
大学4年間の受給額	240万円	35人	300,000円

目的 西脇市の人口動態は18歳から30歳までの転出が多い。

それは就職先との関係が深いと想定される。そのため、就職による転出を少しでも減らし市内定住率を上げるためにおこなう。

参考 西脇工業高校 27年3月卒業者 237人  
就職 153人 進学 84人  
市内就職先 12社(他市町の卒業生含む)  
市民 9人

西脇高校 27年3月卒業者 317人  
就職 7人 進学 310人  
市内就職先 1社(2名)

西脇北高校 27年3月卒業者 57人  
就職 32人 進学 12人 その他 12人  
市内在住就職者 12人  
市内企業就職 5人  
市外企業就職 7人

多可高校 27年3月卒業者 112人  
就職 38人 進学 74人  
市内事業所での就職者 9名（市民は約半数）

#### 7) 三世代同居推進助成（新規）

対 象 親の住む同敷地内に引っ越す住所を有する息子・娘世帯（三世代目にあたる下の子どもが中学生以下であること。）

助成額 引越し費用

市外からの世帯 費用の2分の1 上限8万円

市内からの世帯 費用の2分の1 上限5万円

改修・増築費用

費用の2分の1 上限50万円

予 算 189万円（8万円×3、5万円×3、50万円×3）

目 的 共働きが多い若い世代には子育てが大きな課題となる。三世代同居を薦めることで子育てをしやすくする。

#### 8) 特別指定区域制度の運用拡大（充実）

目 的 ・簡易な方法を検討することで、住み慣れた土地で家を建てやすくする。

・地域の課題を地域の人が検討する場の設定

施 策 1) 現在「小学校区地域」に10年間住んでいたら「地縁者の住宅地域」に住宅を建てることができる。を

↓

「西脇市（小学校区を限定せず）」に10年間住んでいた場合、「地縁者の住宅地域」に住宅を建てることができる。に変更する。

2) 工場等の用途変更の対応については、用途変更が出された場合、1年ごとに審議会で検討する。

#### 9) 定住促進ハンドブック等のPR誌発行（新規）

内 容 住まいのための支援制度

仕事への支援

健康・予防医療制度

子育て・教育制度

目 的 定住促進策は市民や市民以外にも知ってもらってこそ価値が生まれてくる。総合的な施策を一冊の本として目にすることで検討

が進むため。

予 算 300万円 ( 1,000円 × 3,000部)

#### 10) 企業誘致促進のための工場公園用土地確保 (充実)

内 容 上比延町の工場公園は、企業が2社定着したことにより場所的には埋まっている。今後工場を西脇市に建設したい企業に対応するために工場公園を用意しておく必要がある。

### 婚活・子育て・出産についての施策

#### ○婚活・子育て・出産3施策の推進について

西脇市の魅力を発信し、住んでみたい、住み続けたいと思っていただくためには、様々な方策が考えられるが、安心して子どもを産み育てる環境をつくることは当然のことであることから、子育て・出産・婚活の3施策に絞って他市の状況を参考にしながら、現施策の充実も含め、今後西脇市で取り組むべき施策は次のとおりとする。

#### 1) こども医療費助成 (充実)

対 象 現状中学生以下を18歳まで引き上げ

助成額 通院、入院とも医療費無料

予 算 現状27年度予算約 6,000万円=0~15歳 5,900人。高校生 1,400人=高校生の医療費は、中学校までの1/3とみると年約500万円増

目 的 子育て家庭の負担を軽減し、子どもたちが安心して必要な医療を受けることができるようにするため。現在、所得制限(市民税所得割額の合計が 235,000円以下)があるが所得制限無とする。

#### 2) 子育て支援情報発信 (新規)

対 象 子育て中の保護者

助成額 無

予 算 約 750万円(アプリ開発費)

目 的 子育て情報を必要とする保護者に登録していただき、スマートフォンによる検診、子育てイベント等の子育て情報を発信する

#### 3) 出産祝い品 (充実)

対 象 市内に居住し、かつ、住所を有する者で出産した者

助成額 出生届の際に支給している、おむつポーチ、カバン、ティッシュカ

バーをもう少し高額なものに充実。例えば、育児雑誌、絵本等を追加

予 算 27年度予算単価 1,000円、計40万円。これを単価 2,000円に増額  
80万円

目 的 子どもの誕生を祝うとともに、子育て支援をさらに進める。

#### 4) 不育治療費助成 (新規)

対 象 市内に住所を有し、法律上婚姻している夫婦

助成額 1人1年度につき10万円を限度、1対象者 100万円を超えない範囲  
(1年度につき1回以内。通算年度は問わない。)

予 算 不育治療の受診人数は確定できないが、10人として年 100万円

目 的 不育治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減

#### 5) 特定不妊治療費助成 (充実)

対 象 市内に住所を有し、法律上婚姻している夫婦

助成額 現在、兵庫県から助成を受けた額を控除した額(その額が5万円を超  
えるときは5万円)で、平成28年度から40歳未満の方は通算6回まで、  
40~42歳の方は通算3回まで、43歳以上の方は助成対象外となる予定  
であるが、同一の夫婦で通算10回を限度とする。

予 算 西脇市では年間約60人が治療を受けていることから約 300万円

目 的 特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減

#### 6) 妊婦健康診査補助 (充実)

対 象 妊婦健康診査の受診日に市内に住所を有している人

助成額 現在75,000円、助成券1万円1枚、5,000円券1枚、4,000円券15枚  
を交付しているが、西脇病院での診査費用がアップしたため15,000  
円増額し90,000円とする。また、助成券も使用しやすいように1,000  
円券とし、現在1回に2枚までの制約をなくす。

予 算 27年度予算で約 2,300万円。約 315人で約 472万円増

目 的 妊婦健康診査を受ける人の経済的負担を軽減し、より健やかな妊娠期  
を過ごし、安心して出産を迎えられるため。

#### 7) (仮称)にしわきおせっ会支援 (新規)

対 象 婚活希望者の要望を聞き条件に合う相手とお見いをさせる仲人の役  
割をする人や婚活イベントを行うボランティア

助成額 .婚活イベント・セミナーの開催、にしわきおせっ会事務局費等

予 算 (仮称)にしわきおせつ会事務局費 170万円

未来予想図の会補助金 30万円

目 的 未来予想図の会も含めて、仲人の役割を果たすボランティアグループ・にしわきおせつ会を組織し、独身の男女を対象として出会いの場の創出、さらには各種セミナー等を通じて個人スキルを向上させ、社会人としてさらに成長することを目指すなど、結婚活動を支援する。

## 5 これらの施策を実施する場合の予算

・定住促進策に年間 2,348万円、奨学金免除施策を行った場合は 153万円の減収となる。

・婚活・子育て・出産施策に年間2,400万円

## 6 定住促進による効果

### 1) 効果額を算定の前提

人口減少数は年々多くなっているが、その原因は26年度統計によると1日平均の出生者が0.88人に対し死亡者が1.47人、転入者が2.92人に対し転出者が3.35人と減少要因が大幅超過している。

人口減少対策としては転入増と転出減をどの程度改善するかが課題となる。

当面目標として社会的減少数を 100人程度とし、転入数を増やし転出数を減少し、特に若い層にスポットをあてた施策を今回提言してきた。定住促進の効果を計る時の前提となる人数を踏まえ、具体的効果額を算定する。

①死亡数は増加傾向にあると想定

②平成20年度の転入者 1,180人 転出者 1,356人

平成26年度の転入者 1,069人 転出者 1,358人

西脇市の人口動態の現状は、60歳以上で転入増となっているが、18歳から35歳までは大幅な転出増となっている。この年代層の転出を抑えることが人口減少に歯止めをかける施策になる。

③ 社会的減少数が 100人程度となった場合、従来より50～ 150人増えることになり、世帯数を夫婦と子ども2人世帯と仮定すると12～37世帯となる。

### 2) 本人・配偶者・子ども2人(16歳未満)の一般的な勤労者が家を建てた場合には固定資産税と市民税が増加する。

①10世帯が転入(40人増)し家を建てた場合

市民税 1,141,000円



収入 600万円	2世帯	市民税	298,000円
収入 500万円	5世帯	市民税	600,000円
収入 400万円	3世帯	市民税	243,000円
固定資産税	765,000円		
都市計画区域	5世帯		467,000円
調整区域	5世帯		298,000円

②10世帯が賃貸住宅に転入してきた場合

市民税	1,141,000円
-----	------------

参考資料(1) 市民税、固定資産税等の税額

本人・配偶者・子ども2人（16歳未満）の場合の市民税額

収入 600万円	市民税	149,000円
収入 500万円	市民税	120,000円
収入 400万円	市民税	81,000円

固定資産税

土地（120㎡として）	78,000円
固定資産税	55,000円（3年間）
都市計画区域	23,000円（3年間）
家屋（200㎡以内）	15,400円
固定資産税	10,800円
都市計画区域	4,600円

参考資料(2) 人口動態の指標と実際の異動数

1日の人数（指標）

平成	対前年比減少数	転入者	転出者	出生者	死亡者	
20年度	345人	3.36	4.37	0.95	1.22	
21年度	262人	3.23	3.71	0.99	1.27	
22年度	321人	3.14	3.47	0.88	1.21	
23年度	382人	2.79	3.40	0.98	1.47	
24年度	378人	2.89	3.34	0.93	1.37	
25年度	381人	3.13	3.70	0.88	1.49	
26年度	504人	2.92	3.35	0.88	1.47	
各年度の人口動態		転入者	転出者	減数	出生者	死亡者
20年度	345人減	1,180	1,353	(173)	362	465
21年度	262人減	1,145	1,266	(121)	322	441
22年度	321人減	1,018	1,241	(223)	358	538

23年度	382人減	1,056	1,218	(162)	338	500
24年度	378人減	1,144	1,350	(206)	321	544
25年度	381人減	1,064	1,221	(157)	321	536
26年度	504人減	1,069	1,358	(289)	304	519